

令和5年度豊中市指定介護保険サービス事業者等集団指導
「資料確認票」の提出について

- 「資料確認票」は、管理者等の現場責任者が、市ホームページ「豊中市電子申込システム」よりご提出ください。
- 医療機関のみなし指定の事業所については、「資料確認票」のご提出は不要です。

＜資料確認票の掲載場所＞

豊中市ホームページ ⇒ オンラインサービス（「電子申込」をクリック）⇒ 豊中市電子申込システム
https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_initDisplay

豊中市電子申込システム（手続き申込ページ）の「検索キーワード」に
「介護保険サービス事業者等集団指導」と入力して、「絞り込みで検索する」をクリック
※ 当該システムのご利用にかかるデータ通信料などは自己負担となります。

【資料確認の実施方法】

- 管理者等が市ホームページに掲載している資料の確認（動画の視聴を含む）を行い、その内容を事業所内で他の従業者（各職種）に周知してください。
- 集団指導で確認した内容をもとに、指定基準等に沿った運営ができているかについて市ホームページに掲載している自主点検表を参考に、確認を行ってください。
※事業所内の運営状況の確認は、管理者だけでなく他の従業者（各職種）も行ってください。

自主点検表の掲載場所

豊中市ホームページ⇒健康・福祉・医療⇒介護保険・高齢者福祉⇒法人・事業所等の指導
⇒指定介護保険サービス等に関する自主点検表について

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/hojinshido/kaigoselfchecksheet.html



【電子申込システムでお答えいただく資料確認票の質問項目】

1. 自ら提供するサービスの指導内容やポイントについて、理解できましたか。
2. 自ら提供するサービスの質の評価を定期的実施することについて、理解できましたか。
3. 感染症の発生またはまん延防止について、理解できましたか。
4. 「高齢者虐待」「身体的拘束等の原則禁止」の内容について、理解できましたか。
5. 加算及び減算の算定要件について、理解できましたか。
6. 「業務管理体制に係る確認検査」の内容について、理解できましたか。
7. 「豊中市における指定・運営」及び「参考資料（全サービス共通）」の内容について、理解できましたか。
8. 集団指導全体を通じて、どう感じましたか。
9. ご意見ご要望があれば記入してください。 【任意】